

## 学校生活上の禁止事項やルールについて

### 【1】学校生活上の禁止事項

- ① いじめ・暴力・暴言・誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）  
これらはSNS上のものを含みます
- ② 窃盗行為（金銭・物品など）
- ③ 喫煙、飲酒及びそれらへの同席  
たばこ及び喫煙器具などの所持も禁止です  
20歳以上であっても学校生活に関わる場ではやめましょう
- ④ オートバイや車などの車両通学、学校周辺への迷惑駐車  
保護者以外の車やオートバイに同乗しての登下校は禁止です
- ⑤ 器物損壊  
場合によっては弁償をしてもらうことがあります
- ⑥ 考査時の不正行為（カンニング行為や考査中のスマホ使用等）  
不正が疑われるような行為も禁止です
- ⑦ 給食カードや食券の不正行為  
他人のカードや食券で給食を食べることは禁止です
- ⑧ 近隣での迷惑行為  
迷惑行為とは、たむろ・騒ぐ・迷惑駐車・ゴミ放置などです
- ⑨ 自転車の無届通学  
必ず届け出を提出して、青色ステッカーを貼りましょう
- ⑩ 授業妨害や授業規律違反に当たる行為
- ⑪ 空き教室や立入禁止区域への立ち入り  
1棟内、4階から上、体育館裏、バルコニーの橋は立ち入り禁止です
- ⑫ 他学年の教室への無断立ち入り  
特に上級生が下級生の教室へ無断で立ち入らないこと
- ⑬ 他校生や部外者の学校侵入に協力したり、それに関わる行為
- ⑭ 学校生活に必要のない物品、又は危険な物品の持ち込み

### 【2】特別指導について

- ・禁止事項①から⑦の行為が認められた場合、特別指導の対象となります
- ・謹慎指導の場合、授業や考査は欠席扱いとなります
- ・禁止事項⑧から⑭の行為が認められた場合、学年指導や生活指導部注意の対象となり、それを繰り返した場合は特別指導になることがあります

### 【3】学校生活上のルールやマナー

- ・登下校は正門を使うこと（テニスコート側の門は全日制が使用します）
- ・登校時間は17時10分以降（給食受給生のみ17時開始）  
学校の許可なく17時前に登校しないこと
- ・定時制の自転車駐輪場は正門を入って右側です
  - 1、2年生は道路側、3、4年生は中央の白枠内に停めること
- ・自転車通学者は届を提出し、車体後方に青色ステッカーをはること
- ・自転車通学者はヘルメットを着用しましょう
- ・生徒個人ロッカーにはカギをつけ、貴重品は常に持ち歩くこと
- ・食べ歩きや廊下長机での飲食は禁止、汁がこぼれる飲食物は持ち込まないこと
- ・ゴミの放置や落書き、ロッカーなどへのシール貼りは禁止です
- ・登校後、許可なく校外へ出ないこと（中抜け禁止）
- ・SNSの使い方には十分注意をしましょう

### 【4】給食について

- ・給食の時間は17時～17時35分の予鈴までです
- ・給食の持ち出しは禁止です、給食以外の飲食物は持ち込まないこと
- ・予約締め切り日をこまめに確認し、2週間前までに予約をしましょう
- ・アレルギーには十分注意して予約をしましょう
- ・給食を始める、又はやめる場合は担任に申し出て届出の書類をもらいましょう

### 【5】部活動について

#### ＜活動時間＞

- ・4時間授業時：22時完全下校（短縮時程の時も同様）
- ・2時間授業時：21時完全下校 ※行事の日などはその都度確認すること
- ・長期休業中、休日：17時30分以降に開始、終了時間は各部で確認する  
※部活動の無い生徒は授業終了後、速やかに下校しましょう

- ・顧問の不在時は活動できません
- ・全学年が授業を終了するまでは活動は開始できません
- ・鍵の貸し出しや返却は職員室の名簿に記入すること
- ・鍵の返却やナイターの消灯は各部で行いましょう
- ・兼部をする場合、お互いの部に迷惑がかからないようにしましょう
- ・OB、OGや外部の人を顧問の許可なく呼ぶことはできません
- ・入部届は毎年度、顧問と担任に提出すること